

令和6年度定額減税を補足する給付金（調整給付金）について

令和6年分推計所得税額または令和6年度個人住民税所得割額の定額減税において、減税しきれないと見込まれる人に調整給付を行います。

※今回支給する調整給付は令和6年分推計所得税額で算定しているため、今後申告などで令和6年分所得税額が確定した場合や、令和6年度分個人住民税に修正があり、調整給付額に不足が生じる場合には、令和7年度に不足分の支給を行う予定です。

「調整給付金支給確認書」を受け取った人

事前に、支給口座の把握ができなかった人に**支給確認書**をお送りしています。

支給を受けるためには、**①または②のいずれかの手続きが必要**です。

①平戸市公式LINEでオンライン手続きを行う。

②支給確認書および本人確認書類等貼付用紙を、同封の返信用封筒で返送する。

※②の場合、①に比べてお振込みが遅くなる場合があります。

本人確認書類等写しの提出が不要な、平戸市公式LINEによる手続きが早い・簡単・便利です。

○給付対象者

下記の要件をどちらも満たす人が対象です。

(1) 令和6年1月1日時点で平戸市に住民登録されている人

(2) 定額減税可能額【※】が、定額減税前の令和6年分推計所得税額または令和6年度個人住民税所得割額を上回ると見込まれる人

※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える人は対象外です。

○定額減税可能額【※】

(1) 令和6年分推計所得税

3万円×（納税義務者本人＋税の扶養親族数）

※国外に居住している控除対象配偶者、扶養親族は対象外

(2) 令和6年度個人住民税所得割

1万円×（納税義務者本人＋税の扶養親族数）

※国外に居住している控除対象配偶者、扶養親族は対象外

○調整給付額の算出方法

(1) 令和6年分推計所得税 ※国から示された計算式に基づき計算しています。

$$\begin{array}{|l} \text{定額減税可能額} \\ 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \end{array} - \begin{array}{|l} \text{令和6年分推計所得税額} \\ (\text{定額減税前}) \end{array} = \text{①}$$

(2) 令和6年度個人住民税所得割

$$\begin{array}{|l} \text{定額減税可能額} \\ 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \end{array} - \begin{array}{|l} \text{令和6年度分個人住民税額} \\ (\text{定額減税前}) \end{array} = \text{②}$$

(3) 調整給付額

$$\text{①} + \text{②} = \text{給付額 (1万円単位で切上げて算出)}$$

※①及び②が0円を下回る場合は、0円として取り扱います。

※平戸市では住宅借入金特別控除について、一旦、控除が無いものとして令和6年度分の調整給付金を算出しています。今後、申告等により令和6年分の控除額が確定し、不足が生じた場合は、令和7年度での支給を予定しています。

<お問い合わせ先>

○定額減税を補足する給付金（調整給付金）の手続きや振込に関すること

→【企画課政策企画班 0950-22-9111】

○調整給付金の算定基礎となる推計所得税・住民税に関すること

→【税務課住民税班 0950-22-9116】

○「振込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

市役所の職員などが、「給付金」を支給するための手数料振込や現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。

また、不審な電話や郵便物が届いたら、市や最寄りの警察署・派出所にご連絡ください。